

## 平成 23 年第 1 回市議会臨時会において採択となった陳情

|   |   |       |                                 |
|---|---|-------|---------------------------------|
| 番 号   | ① 陳 情 第 73 号<br>② 陳 情 第 97 号                                      | 受理年月日 | ① 平 22. 2. 10<br>② 平 22. 11. 29 |
| 件 名   | ① 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書提出について<br>② B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書提出について |       |                                 |
| 結 果   | 平成 23. 5. 18 第 1 回臨時会で採択  |       |                                 |
| 付託委員会   | 市民健康福祉委員会   |       |                                 |
| <p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、73号＝特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「救済特措法」）による救済枠を広げ、肝炎対策基本法に基づいて、すべてのウイルス性肝炎患者の救済を図ること。97号＝B型肝炎訴訟の速やかな解決を図るとともにB型肝炎対策を一層推進すること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本件に対する国や当局の対応状況等について伺ったところ、73号1項＝肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行することについては、肝炎対策基本法は、肝炎対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することを目的として平成21年11月に制定され、22年1月から施行された。同法において、国は、関係行政機関の長との協議や新たに設置される肝炎対策推進協議会の意見を聴き、肝炎対策基本指針の策定を行うことや、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じることとされている。なお、23年2月10日の国の第5回肝炎対策推進協議会において、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）が大筋で了承されたところであり、現在、2月25日から実施されたパブリックコメントを踏まえ、最終のまとめ作業を行っているところである。</p> <p>73号2項＝救済特措法による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済することについては、救済特措法が20年1月から施行されたが、給付金の支給の請求に当たっては、C型肝炎ウイルスにより慢性C型肝炎に罹患した者や慢性C型肝炎が進行して肝硬変もしくは肝がんに罹患し又は死亡した者等に該当することを証する確定判決等の正本又は謄本を提出しなければならないこととされている。カルテがない患者の裁判で和解が成立した事例としては、大阪地裁で医師の証言により、また徳島地裁で母子手帳にフィブリノゲン投与の記載があったことや医師の陳述書により国が因果関係を認めた事例がある。</p> <p>73号3項＝集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。97号1項＝集団予防接種による注射器の使い回しによって被害を受けた被害者が原告となったB型肝炎訴訟において、速やかに被害者に謝罪し、被害者全員を救済すること。以上の点については、18年6月に最高裁が集団予防接種による注射器の使い回しを放置した国の責任を認定し、B型肝炎の感染が集団予防接種による注</p> |   |       |                                 |

射器の使い回しであると判断された原告5人への賠償を国に命じた判決が出されている。なお、全国で同じように係争中の10地裁の裁判の中で、札幌地裁と福岡地裁で和解協議が行われており、23年1月11日の札幌地裁での和解協議において、裁判所が、国が提案した和解金額の上積みと未発症の無症候性キャリアについても和解金を支払うよう求めた和解案を提示し、国及び原告団双方が協議を行っているが、発症から20年経過した原告を補償対象とするかについて結論が出ず、基本合意に至っていないとの報道がなされている。なお、その他の地裁の裁判に関し、国は22年10月29日の大阪地裁における進行協議の中で、札幌地裁における和解協議の内容は、基本的に他の地裁でも和解基準となる旨を表明している。

73号4項＝肝庇護薬、検査費用、通院費への助成を初め、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。肝炎対策基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。73号5項＝ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。97号2項＝肝炎患者にとって経済的負担の心配のない医療費助成制度の整備を進めること。以上の点については、肝庇護薬や通院費の助成、生活保障は行われていないが、20年4月からインターフェロン治療に係る検査費用を助成対象とする治療費助成を国・県が開始している。なお、22年度からインターフェロン治療費の自己負担限度月額を原則として1万円に引き下げるとともに、これまで1回限りとしていた利用回数を2回まで認めることとしたほか、新たにB型肝炎に対する治療に有効とされる核酸アナログ製剤治療を助成対象として追加している。また、肝疾患に係る一般的な医療情報の提供や専門医療機関等に関する情報の収集や紹介等を行うため、都道府県において、原則1カ所の肝疾患診療連携拠点病院を選定することとされていることから、本県では鹿児島大学病院を選定し、患者、キャリア、家族からの相談に応じているところである。

73号6項＝医原病であるウイルス性肝炎の発症者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法律制度を確立することについては、国は、ウイルス性肝炎の発症者に対する一時金、健康管理手当は支給していないところである。

73号7項＝肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見・差別の解消、薬害の根絶を図ること。97号3項＝肝炎患者に対する差別・偏見をなくすための正しい知識の啓発活動を進めること。以上の点については、健康増進法に基づき、40歳以上の市民を対象に元気いきいき検診事業で肝炎ウイルス検査を実施しているほか、国の特定感染症検査等事業により保健所及び5保健センターで年齢を問わず無料で肝炎ウイルス検査を行っている。また、肝炎対策基本法第2条第4号において、肝炎対策に係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮する旨規定されている。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。

なお、本件を採択すべきものとするに伴い、国会及び関係行政庁に対し、別途意見書を提出し、善処方を要請することに決定。

|   |                          |       |              |
|---|--------------------------|-------|--------------|
| 番 号   | 陳 情 第 98 号               | 受理年月日 | 平 22. 12. 10 |
| 件 名   | 保育制度改革に関する意見書提出について      |       |              |
| 結 果   | 平成 23. 5. 18 第 1 回臨時会で採択 |       |              |
| 付託委員会   | 市民健康福祉委員会                |       |              |
| <p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、国の保育制度改革に関して、1 項＝児童福祉法第 2 4 条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。2 項＝地方自治体が待機児童解消に向けた保育所整備ができるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。3 項＝直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと。4 項＝保育水準の低下につながる国の保育所最低基準廃止・引き下げは行わず、国の責任において維持・改善を行うこと。5 項＝保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。6 項＝子育てにかかわる保護者負担を軽減すること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、保育制度改革については、国が平成22年1月に内閣府に設置した「子ども・子育て新システム検討会議」において、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの一部として検討され、22年6月には「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定している。その中で、保育に欠ける場合とされている保育所入所の要件を撤廃し、すべての子ども・子育て家庭を対象とすることや、幼稚園、保育所及び認定こども園の垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供することも園に一体化した上で、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する考えが示されている。同要綱においては、23年通常国会へ法案を提出し、25年度の施行を目指すとしており、国は、法案提出に向けて22年9月に同検討会議の下に基本制度、幼保一体化及びこども指針に関する3つのワーキングチームを設置し、専門的な検討を続けている。</p> <p>現在、保育制度改革については、幼保一体化ワーキングチームにおいて検討がなされており、23年1月24日には、10年間かけてこども園に移行するとしていた従来の案を修正し、当面の間、幼稚園と乳児を保育する保育所は存続させ、新たなこども園制度を創設する案が示されたが、現在のところ、法案の内容については示されていないところである。また、認可保育所の最低基準については、地方分権改革推進計画の中で、国に代わり、新たに都道府県や中核市などが定めることとされたが、それらを盛り込んだ「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」は、現在、衆議院で継続審議となっているところであるとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、「国において新しいシステムの具体的検討が行われており、その状況を見守っていきたいので、本件については継続審査としたい。」という意見や「本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決され、改めて意見の開陳を願った結果、採決により採択すべきものと決定。</p> |                          |       |              |